



「撮影：小林正和氏」

学者の根性

弁護士 榎本 信行

昨年の東日本大震災、原発事故は今年に入ってもまだ被害者は、苦しんでいる。それを忘れてはいけないと思う。

原発事故については、いろいろな思いがある。原発の危険性について、今まであまりにも無関心であったことが悔やまれる。しかし、電力業界、学会、マスコミなどが振りまいた安全神話もひどいものであったことも確かである。

私は、個人的な経験から、特に学者の責任を痛感している。私は昔、東京、青梅市の御嶽山麓を通っている送電線の建設差止め仮処分というのをやったことがある。七〇万キロワットの電気を送電するというのである。提訴したのは、地元観光協会をはじめとする住民三千人である。相手はむしろ東京電力であった。高圧電流を流すと周囲に電磁波が発生して人体に悪い影響があるという学説がある。住民側は、電気関係の学者を頼って、意見書を書いてもらおうとしたが、相手が東京電力だと知ると皆尻込みをして断られた。東京電力を相手にすると学生の就職に支障があるという。実際は、政府の審議会に出ている学者などにおいて東京電力には恩義があるのだろう。

原発の安全神話もこうした学会の行き方に影響されていると思う。学者の根性を直してもらわなくては、国民は救われない。



事件報告
富山で起きた冤罪事件
水見国賠訴訟
弁護士 吉田 律恵



皆さん少し想像してみて下さい。
ある日、あなたは身に覚えのない罪で逮捕されます。警察も家族もあなたの無実を信じてくれません。でも、あなたは、「無実の者が刑務所に行くはずがない。さっさとわかってもらえる」と思います。
ところが、その期待はむなし、裁判所では有罪判決が言い渡され、あなたは、刑務所へ収監されてしまいます。逮捕された日から、あなたを取り巻く環境は一変し、あなたは、家族友人全てを失い、そして、仕事も失ってしまいます。

「そんな悲劇、自分には起るはずがない」と多くの方は思われるのではないのでしょうか。けれども、我が国では、そんな悲劇が繰り返り返り起っているのです。

二〇〇二年四月、富山県水見市でタクシー運転手として働いていた柳原浩さんは、突然、強姦犯人として逮捕されました。

その後、柳原さんを待っていたのは、苛酷な取調べでした。柳原さんは、長時間の取調べをつけ、取調べ官により誘導され、全く身に覚えのない犯罪を行った様子が描かれた調書に、署名・押印させられました。そして、柳原さんは、起訴され、有罪判決を受け二年以上も服役生活を強いられました。

柳原さんが出所した後、強姦事件の真犯人が逮捕され、二〇〇九年一月二〇日、柳原さんは再審により無罪判決を得ました。

しかし、冤罪での逮捕、取調べ、服役の過程で、柳原さんは最愛の父親を亡くし、仕事をなくし、家族や友人も失いました。柳原さんが失っ

たものはあまりにも多く、そして取り返しのつけないものでした。

そこで、柳原さんの無念を少しでも晴らすこと、冤罪が発生した原因の「真相究明」を通じて、さらなる冤罪事件の再発防止をすることを大きな目的として、水見国賠訴訟弁護団が結成され、国と富山県、捜査にあたった警察官、副検事を相手方にした国家賠償請求訴訟を提起しました。私も富山出身の人間として、同弁護団に加入しました。

柳原さんが失ったものは取り戻すことはできませんが、事件の真相を究明して、一つの区切りをつけるということが、柳原さんがこれからの人生を生きていくために必要なことです。これまで、弁護団は、国に対し、多数の本件関

報告
後見制度支援信託
弁護士 木下 泉



後見制度支援信託を知っていますか。
成年後見の制度は、事理弁識能力を

失った方の権利擁護のために裁判所が選任した後見人が身上看護をし財産管理を行う制度です。ところが、近年、親族後見人が被後見人の財産を使い込む不正が多発し、平均して毎月一八件、一億円近い被害が発生するようになりました。そこで、最高裁は、親族後見人による不正を防止することを目的として、後見制度支援信託を今年実施することを発表しました。これは、被後見人の日常必要とされる生活費を一般口座で管理し、それ以

連証拠の提出を求めてきましたが、国らは、一部の記録を提出するのみで対応をしませんでした。さらに、裁判所が本件関連記録について送付嘱託を採用した後も、国らは、全面的にマスキングを施した記録を提出するのみで、事件の「真相究明」を拒んでいる状況です。



二〇〇九年から始まった裁判も今年で三年目を迎え、いよいよ証人尋問が始まるようになっています。国らの不誠実な態度を改めさせ、事件の真相を究明するためには、世論の関心の高まりが必要です。今後、水見国賠訴訟の動向に関心を持っていただけたら幸いです。

外の財産を信託銀行に預けて、家庭裁判所の許可がなければ支出できないようにする制度です。一見すると、不正を予防するためには有効な制度のように見えます。しかし、この制度を実施すると、被後見人の心身の状況変化でお金が必要になったときに即応して信託財産を取り崩しにくいとか、被後見人に思い入れのある財産が信託銀行に預けるために換金されず、本人の自己決定の尊重がなされないことになりはしないか、親族後見人が本人のために財産を活用することに消極的であれば、信託財産はほぼ凍結されたままになるのではないかと、様々な問題が想定されます。被後見人の身上看護が抑制されて、相続人のために財産を多く残すといったことは本末転倒です。高齢化社会を迎え、今後も後見制度の利用が増大することを考えると、この制度の運用には十分注意を払い、必要な見直しをしていくことが求められます。

報告
被災地と技能実習生
弁護士 安孫子 理良



東日本大震災で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方に心よりお見舞いを申し上げます。私も、震災後、何度か被災地へ赴きましたが、その被害の大きさはただただ言葉が足りないばかりでした。

昨年ご紹介した外国人研修生・実習生問題の関連では、震災後、福島第一原発事故の影響を懸念して、多く研修生・実習生が帰国しました。国際研修協力機構の調べでは、被災地にいた約二一、〇〇〇人のうち、約六、〇〇〇人が一時帰国したとのこと。これにより農家や漁業者が直面したのは深刻な人手不足でした。収穫が間に合わない、規模を縮小せざるを得ない、復興にも影響する、といった声が報道されました。

このことは、外国人研修生・実習生が日本の産業を支える労働力として不可欠であるという紛れもない事実を示しています。しかし、外国人技能実習制度は現在でも「日本の高度な技術を移転すること」を理念とした制度であり、国は今でも非熟練労働者を海外から受け入れないという政策を維持しています。そのため、技能実習生の受け入れには教育的見地から「農家二人まで」といった人数制限が設けられています。これに対して、実習生の労働力に依存する被災地の一部の産業団体は、被災地を特区として受け入れ制限を撤廃すべきだと国に対して要望しているとのこと。産業団体のこのような要望は、被災地の

事件報告
市立甲府病院
放射性医薬品過剰投与事件
弁護士 濱野 泰嘉



「子ども二五〇人過剰投与」
朝日新聞の二面トップ記事に、私は、目を奪われました。市立甲府病院の放射線技師が、一九九九年からの二年間、一五歳以下の子ども二四五人に対し、学会などの推奨基準を大きく超える量の放射性医薬品を投与し続けていたとのこと。

生命・健康を守るべき「医療」の現場での、長期間にわたる過剰投与。それも、子どもは成人の三倍以上放射線の影響を受けやすいと言われます。そして、このようなことが行われていたのか。許せないという思いと同時に、

知りたいという気持ちが残りませんでした。そして、いま、この問題を、医療問題弁護団の弁護士四人とともに取り組んでいます。私たちが最初に相談を受けたとき、被害者・家族のみならずは病院から個別の説明を受けた後でしたが、誰一人、病院の説明に納得していませんでした。

推定投与量の説明が二転三転したり、健康被害についての回答が曖昧だったり、中には、将来、子どもががんや白血病になるのではと不安を口にしたところ、病院から「がんになっても切れば治りますよ」と言われた人もいました。むしろ、病院の説明や対応に不信感を募らせていました。

医療事故が起こったとき、私たちは、病院に対し院外に事故調査委員会を設置して、第三者の目から事故を検証し真相究明を行うよう求めます。この問題で、病院は、院内に事故調査委員会を設置しましたが、その議事録を入手

近況報告
次の世代のために
弁護士 松浦 基之



二〇一二年三月の東日本大震災は、津波を伴っただけに、阪神淡路の震災にもまして、人的、物的被害は大きく、深刻だ。これに原子力発電所の事故が続いて、人々の人生観や価値観は根本的に揺さぶられている。

被災者の方々の生活再建、地域の復興など、当面の問題が切実であるが、それだけでなく、中長期的な地域計画や、国規模

の経済再編成が求められる。様々な意見がありつつも、少なくとも、地球規模の自然に対する謙譲、効率や経済性を最高の価値とすることへの反省など、基本的な姿勢の転換が必要と想う。

この課題山積の流動的な時期に、建設省(現・国土交通省)で都市計画行政の一端を垣間見、関連法の逐条解説書を著し、建築家団体の顧問として長年各種の相談を受けている身としては、都市計画や建築は何のために何をすることが、大きな基本的課題に直面する。一市民、一弁護士として、次の世代のために、しなければならぬことが何かあるのではないかと、日常の事件や相談を担当しながら、このよ

コラム
ノルウェイの森より出でよ
弁護士 井堀 哲



最近、約二五年ぶりに村上春樹の「ノルウェイの森」を読み返した。一九六八年に大学に入学したワタナベノボル(主人公)が、自殺した親友の彼女に恋をしながら、一風変わった人たちと出会って生きていく物語だ。主人公は、ごく少数の友人と交わり、学生運動とは無縁な日常を生きて、他方で教室を占拠して大学解体を叫ぶ学生連を嫌悪して酷評する。二二二という奴らがきちんと大学の単位を取って社会に出て、せ

つせと下劣な社会を作るんだ。

実情に基づく切実な要望であるとしても、制度の理念を理解せず、制度と理念の乖離をむしろ助長するものであり、受け入れがたいと言わざるを得ません。

二〇〇九年七月の入管法改正の衆院・参院両法務委員会の付帯決議では、同制度の抜本的見直しについてできるだけ速やかに結論を得るよう、総合的な検討を行うことが求められています。日弁連も昨年四月、制度の廃止を求める意見書を提出しました。

様々な政策課題の中、制度の見直しの検討は十分に進んでいません。けれども日本は人口減少の時代となり、近い将来、より深刻な労働力不足に直面することが必至です。このように移住労働者を受け入れ、共生していくか、被災地が直面している人手不足の問題を機に、長期的な視野での議論が必要ではないでしょうか。



昨年一月に、福岡高等裁判所で、日本に定住する外国人が生活保護を受ける権利を認める判決が出されました。新聞報道によると、原告は七九歳の中国籍の女性で、日本で生まれ育ち、母語も日本語とのこと。夫が病気で収入を失ったため、生活保護を申請したところ、外国人であるという理由で拒否されたため、裁判になったようです。

Lawyers column

外国人事件に携わっていると、日本人以上に彼らの生活困窮の問題が深刻であることを実感します。どの国でも内外国人の生活格差は社会の紛争の種になっていますが、だからといって「自分の国に帰ればいい。」などという乱暴な議論が成り立ち得ないのは、この裁判の原告を見ればよく分かります。「外国人に生活保護を請求する権利はない」というのは法律家の間では常識のように言われていますが、その常識をもう一度考え直す必要があるかも知れません。

生活保護の問題は、個人の救済だけでなく、社会の不安を取り除くという意味でも大切な問題だと思います。



事業仕分けなどもあって、公務員宿舎の是非が話題になりました。給料三千万円以上の事務次官が都心の「高級マンション」に格安の家賃で住んでいるケースもあるのですから、官僚の「特権」であるとして市民の反感を買うのは当然だと思います。ところが、政府の検討結果は、廃止ではなく、削減に止まりました。

かくいう私も、旧労働省に就職した時、上京から半年ほどの間ですが、公務員宿舎に入居させてもらった経験があります。当時は、3DKに三人住まい、一応個室ですが、キッチン、風呂、トイレが共有のいわゆる独身寮で、居心地は良くありませんでした。もっとも上京前に部屋探しをしなくて済んだ上に、家賃が安かったことから、とてもありがたいと思ったものでした。

このように、宿舎は、転居を伴う就職や転職の時などに便利な存在です。しかし、現在の住宅事情などに照らすと、「箱物」である宿舎を維持する理由にはならないのでしょうか。バブル崩壊後、民間企業において社宅の廃止が進んだことも考慮すべきだと思います。

● 事務局 ちよこことごとく

昨年の10月から事務局の一人となり、お世話になっております。入所ころから飼いはじめたメダカはすくすくと育ち、たくさん卵を産んでいます。事務所では幸福の木が立派な花を咲かせました。天災など、困難が多い一年だったからこそ、身近な小さな幸せに気づくことが多いこの頃です。どんな環境にあってもこの感覚を忘れずに、日々の業務にも喜びと感謝をもって取り組みたいと思っています。(小金谷)

最近、体重の他、体脂肪率、基礎代謝量等を基に体内年齢が測定できる体重計を購入しました。子供が誕生して以降、運動とは無縁の生活のため、恐る恐る体重計に乗ってみたところ、私も妻も美年齢より若くて二回り。それ以降、体重計に乗るのが日課となり、一番一憂しています。「体内年齢」の真偽のほどはさておき、若さを保つため少しずつ運動を再開しており、体重計は我が家の健康に貢献してくれています。(松田)

● 編集 後記

災害などの帰宅困難時に備えようと試食した非常食、なかなかのお味です。出番はないことを祈りながら食べました。(藤)



ホームページはこちらです。 <http://www.tokyotaiju.com/>